

12月22日開催

「R6.2.18 執行予定 芝山町議会議員一般選挙」

立候補予定者説明会の説明及び資料に関する質問事項

(質問1) 20240104

選挙運動用自動車へのポスター掲示について制限はあるのか？(車両外側にポスターを張り付けること)

【山武警察署回答】

選挙運動用自動車へのポスター等を車両外側に貼る行為については、違反の対象となりません。

しかしながら、全面、リア、サイドのガラス部分にポスターを掲示する行為は、運転者の視野確保の観点からの望ましいものとは言えず、事故が発生した際、過失を問われる可能性があることから十分な注意が必要です。あわせて、飛散防止の対応には万全を期していただき、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

(質問2) 20240104

選挙運動事務員等届出書の「年齢」は令和6年2月13日(火)現在で良いのか？

【選挙管理委員会回答】

お見込みのとおり、別紙 選挙運動事務員等の年齢は、立候補届出日(令和6年2月13日現在)の年齢にて記入してください。なお、記載例については、白封筒(大)の中の「届出等諸用紙記入例」P8~P9を参照してください。

(質問3) 20240104

災害用ハンドメガホーンの場合においても、町選挙管理委員会が交付する表示板を取り付けておかなければならないのか？

【選挙管理委員会回答】

選挙運動用の拡声器の使用については、公職選挙法等に規定されているとおり、「拡声器表示物」の取り付けが必要です。また、拡声器の種類については、特に制限はございません。

(質問4) 20240104

選挙事務所届出書に於いて「事由発生年月日」を「令和6年2月12日」で記載すれば（提出日も令和6年2月12日）、届出日前日からでも選挙事務所を開設できると思うが？（なお、選挙運動はしないものとする）

【選挙管理委員会回答】

選挙事務所届出書に記載すべき事由発生年月日は、立候補届提出日の令和6年2月13日となります。また、質問にある令和6年2月12日は、立候補届出日の前日にあたり事前運動と見なされます。しかしながら、「事務所の設置行為（プレハブを置く行為）」や「事務所内の準備」を届出日前に行うことを妨げるものではありません。また、「●●選挙事務所」等の表示やポスター等の掲示については、立候補届提出後をお願いいたします。（対外的に選挙運動とみなされる行為は認められませんので、ご注意ください。）

(質問5) 20240104

選挙事務所設置にあたり、「建築確認」や「農地の一時転用」が必要な場合、予定者個人が必要な手続きを個別に済ませる必要があるか？

【選挙管理委員会回答】

建築確認や一時転用等の法令に基づく必要な手続きについては、立候補予定者が事前に申請の有無を確認し、事前に許可等を受けることが必要です。

質問にある「建築確認」と「農地の一時転用」についての相談先は下記のとおりです。

●建築確認申請 企画空港政策課 都市計画係 77-3927

●農地の一時転用申請 農業委員会事務局 77-3920

※申請から許可までに期間を要しますので、お早めに各窓口へご相談ください。

(質問6) 20240110【追加】

地区集会場での集会を開催する際の施設使用料について、候補者が行う寄付行為の例外規定に該当すると思うが、その上限額に制限はあるのか？

【選挙管理委員会回答】

候補者等の寄付の禁止に関する取扱いについては、候補者の手引き P37 に記載のとおりです。

候補者等が、専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会について認められており、選挙活動以外の活動に限定されます。

また、立候補届出日前において上記の理由以外（選挙に関するもの）の集会を行う場合、事前運動にあたるため注意が必要です。

質問にある寄付額の上限については、当該集会の定められた施設使用料が上限額となります。施設使用料として社会通念上から判断し、著しく高額であるものは認められません。